

教職員向け 性暴力被害対応 マニュアル

富山県犯罪被害者等支援協議会

「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」作成実務者会議

目次

● マニュアル作成の経緯	2
● 性暴力とは	3
● 児童生徒が性暴力被害にあった場合のフローチャート	4
● I 日頃から大切にしたいこと	5
● II 被害児童生徒への初期対応	6
● III 中長期の支援	11
● IV 周囲の子どもたちへの対応	12
● V 加害者別の対応	13
● VI 再発・未然防止の取組	14
● VII Q&A -こんな時どうしたらいいの-	16
● VIII 相談できる専門機関	20
● コラム	26
児童生徒を誰一人取り残さないために多様な性という視点を	26
教職員の精神的ケアについて	27
● 関係機関の連絡先	28
● 〈別紙1〉 ケースシート	30
● 〈別紙2〉 アンケート例	31
● 引用文献・サイト / 参考文献・サイト / 執筆協力機関 (50音順)	32

マニュアル作成の経緯

性暴力は、被害者の心身を深く傷付ける「暴力」です。被害直後はもとより、適切にケアがされなければ心に深い傷（トラウマ）を抱え、その後の人生に影響が及びます。

性暴力被害ワンストップ支援センターとやまは、平成30年に開設以来、年齢性別問わず年間500～600件の相談や支援を行ってまいりました。そのうち、未成年者は全体の約3割を占めています。内閣府の全国調査では、被害当時に未成年者であった人は性暴力被害全体の約半数であることから、未成年者の被害は潜在化していると思われます。

被害者は、性暴力被害にどうすることもできなかったという無力感や自責の念を持つことで、誰にも相談できず、周囲の大人が気付けないという現状があります。その結果、被害者は必要な時に必要な支援を十分に受けることができずにいます。

この現状に対応するため、富山県犯罪被害者等支援協議会実務者会議において「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」の作成に取り組むことになりました。性暴力被害の対応には児童相談所、医療機関、警察など専門機関との連携も想定されるため、多機関の協力を得て対応ポイントをまとめています。

学校が児童生徒にとって、より安心・安全な場所となるよう、このマニュアルをご活用いただきたいと思います。

性暴力とは

「性暴力」とは、性別を問わず、相手が誰でも、どんな状況でも、本人が望まない性的行為すべてを指す。

例えば・・・

- 着替えやトイレ、入浴をのぞかれる
- 卑猥な言葉を言われる
- ワイセツな写真を見せられる、撮られる
自撮りを要求される
- SNS上に性的な中傷を書かれたり、
プライベートゾーンの写真や動画を
アップされたりする
- からだをさわられる、さわらせる
- 無理やりキスやセックスをされる など



子ども間の性暴力

年齢差や体格の違い等、加害者と被害者の間に発達や力の差があることがほとんどです。同じ年齢であっても、性差や学級内での地位の差等、子どもなりの力の差が存在します。

「子どもへの性暴力－その理解と支援－」藤森和美・野坂祐子編 P6 引用

児童生徒が性暴力被害にあった場合の フローチャート

性暴力被害者が日常生活を取り戻すための支援は、初期対応が最も重要です。一人で抱え込まず、専門機関と連携・協力し、チームで対応していただくようお願いいたします。

I 日頃から大切にしたいこと

➡ 5ページ

「性暴力被害は見えにくい」「気づきが大切」「日頃の信頼関係が大切」

II 被害児童生徒への初期対応

➡ 6ページ

性暴力被害の発覚

- 被害児童生徒、周囲の児童生徒、保護者等から打ち明けられる
- 気になる症状：不登校、情緒不安定、成績が下がるなど

情報を得た教職員：すぐに管理職への報告・相談

性的虐待が疑われる報告を受けた場合
管理職は児童相談所に通告(相談)

管理職は
教育委員会に
報告

チームで早期に対応（情報収集・共有、役割分担、対応検討）

➡ 7ページ

管理職、学年主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど

報告・連携

被害児童生徒対応

- 聴き取る（別紙1 ケースシートを利用する）
- 定期的に話し合う
- 対応する教職員名を伝える

➡ 8,9,30ページ

保護者対応

- 情報提供を行う
- 定期的に話し合う
- 対応する教職員名を伝える

➡ 10ページ

専門機関との連携・調整

- 性暴力被害ワンストップ支援センターとやま
- 警察(少年サポートセンター)
- 児童相談所・弁護士
- 医療機関(精神科、産婦人科、泌尿器科など)
- 心理士 など

➡ 20~25ページ

被害児童生徒以外の児童生徒から打ち明けられた場合

- 聴き取る（別紙1 ケースシートを利用する）
- 定期的に話し合う
- 対応する教職員名を伝える

➡ 8,9,30ページ

III 中長期の支援

➡ 11ページ

進級・進学時に引き継ぐ

IV 周囲の子どもたちへの対応

➡ 12ページ

未然防止の教育・啓発が大切 / 被害を目撃した児童生徒の対応 / 児童生徒の保護者に理解と協力を得る

V 加害者別の対応

➡ 13ページ

同校の児童生徒が加害者の場合 / 保護者・親族(兄弟姉妹)等が加害者の場合 / 保護者以外の大人、他校の児童生徒が加害者の場合

VI 再発・未然防止の取組

➡ 14,15ページ

性の正しい情報と性的同意 / 境界線のルール / アサーティブコミュニケーション / デートDV 予防啓発 / SNS との付き合い方

I 日頃から大切にしたいこと

1 性暴力被害は見えにくい

見えにくい理由



児童生徒

- 打ち明けにくい
- 何が起きているかわからない
- 恥ずかしい
- 話したら怒られる



教職員

- 大人が被害を受け止められない
- 性的いじめは性暴力であると認識が低い
- 「男性から女性に対してのみに起こる」との思い込みがある
(男子児童生徒や同性間の被害は見えにくい)
- 目撃者がいない

2 気づきが大切

- ・ 情緒不安定
- ・ 不登校
- ・ 成績が下がった
- ・ 問題行動が見られる（性的問題行動、反抗的行動など）

3 日頃の信頼関係が大切

困った時に安心してすぐに相談できる相談者・機関を作っておく。

参照 ➡ 20~25ページ

II 被害児童生徒への初期対応

初期対応はその後の回復に影響を与える

1 打ち明けられたとき、または児童生徒の変化から気付いた場合はすぐに管理職へ報告・相談

- ・ 本人、周囲の児童生徒、保護者などから打ち明けられることがある。また、情緒不安定、不登校などの児童生徒の変化により気付くことがある。
- ・ 事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、**「疑い」の段階でも、すぐに管理職に報告・相談をする。**

2 性的虐待^{※1}が疑われる報告を受けた場合

- ・ 「児童虐待の防止等に関する法律第六条」に基づき、管理職は児童相談所に通告(相談)する。
- ・ 管理職は教育委員会に報告する。

※1「児童相談所」参照 ➡ 23ページ

通告の迷い

初めて虐待の事象や疑いが見受けられた学校にとっては、法の趣旨は理解しているものの、通告するかどうかの迷いが多かれ少なかれ伴うことと思われる。「学校が通告したことを保護者に知られると、保護者との関係が険悪になる」、「どんな親でも子どもは可愛いからこれ以上のことはしないだろう」等、通告を阻害し、立ち止まらせる思いや考えが頭の中をよぎることがしばしばあるだろう。

しかし、児童虐待防止法のねらいは、「虐待の早期発見」である。早期に児童や保護者のケアを行えば、深刻な虐待事象から子どもは救われる。**児童虐待防止法上、学校は虐待の疑いがあれば通告することが義務付けられている。**虐待かどうかを判断するのは学校ではなく通告を受けた方である。校内で協議し、組織としてためらうことなく通告を行うことを学校のスタンスとして常に持ち続ける体制が望まれる。

文部科学省ホームページ

「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」第3章第1節 4. 通告等のポイント引用

3 チームで早期に対応

チーム

管理職、学年主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー など

(1) チームを作って教職員の役割を決める

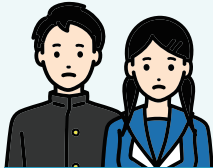
- ・ チームの教職員のみで詳しい情報を共有する。
- ・ 被害児童生徒が安心できる教職員を担当にし、孤立感を抱かせないようにする。
- ・ 専門機関（必要に応じて児童相談所、医療機関、警察(少年サポートセンター)等)への連携担当教職員を決める。
- ・ 保護者対応の担当者を決める。保護者との面談は、複数での対応を基本とする。(被害児童生徒の担当と兼任でも良い)
- ・ 被害児童生徒の聴き取りなど、複数での対応を基本とするが、状況に応じて一人で対応する方がよい場合もある。
- ・ 加害児童生徒が学校内にいる場合は、加害児童生徒の担当教職員を決める。同じ教職員が被害者・加害者双方を担当しない。

性暴力被害ワンストップ支援センターとやまでは、
次の相談が可能

- ・ 初期対応での留意点
- ・ 被害児童生徒・保護者への配慮など



(2) 被害児童生徒の聴き取り



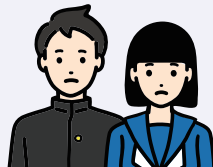
被害児童生徒
への対応

聴き取り

- 安心できる場所で聴く
- 感情的にならず対応する
- 被害内容を否定しない
- ケースシートを利用し繰り返し聴かない
- 「誰が」「身体のどの部分に」「何をしたか」を聴く
- 「なぜ」「どうして」と聴かない
- 打ち明けたことをほめすぎない
- 伝えたことを労うのは面接の最後にする
- 聴き取りの後、一人の時間を作らないようにする
- その後は孤立させないように配慮する

伝える

- 困った時に相談できる教職員名を伝える
- あなたを守るために、信頼できる機関と連携し対応していくことを伝える



被害児童生徒以外
への対応

聴き取り

- いつ、どのような場面で知ったか
- 被害児童生徒が教職員に伝えることを了承しているか

伝える

- 話してくれたことを労い、被害児童生徒を守るために対応していくことを伝える
- この話は他で話さないように伝える (SNSの拡散に注意)
- 困った時に相談できる教職員名を伝える

年齢が低い子どもなどの場合

言語表現に限界があり被害内容が分かりにくいことがある。被害が疑われたら「誰が」「身体のどの部分に」「何をしたか」を聴きとる。「いつ」は聴かない。「いつ」の確認は、時の概念が十分に発達が見られない場合は、その後の誤認につながるため注意が必要である。

「○○にさわられたの?」「性交をされたの?」などと誘導的な聴き方をしないように注意が必要である。誘導的な質問をすると、年齢が低い子どもなどは、より記憶が混濁しやすくなる。

(3) 対応の留意点

- ・ 本人の意思を傾聴し尊重する。(「チャイルドファースト」で対応する。)
- ・ 二次被害^{*2}を防ぐ。性被害に対する偏った思い込みに気付き、適切な対応をする。

^{*2} 二次被害とは被害者が被害の後に、周囲の様々な人の言動によって、さらに傷付けられる状態

性被害に対する偏った思い込み(レイプ神話)

- ・ 男の子が被害に遭うはずがない
- ・ 男の子は性欲をコントロールできない
- ・ 短いスカートを履いている女の子が被害に遭う
- ・ 一人で歩いているから被害に遭う など

- ・ トラウマ^{*3}反応を理解する。
- ・ 傷付いた出来事の後、眠れない、食べられないなどの身体症状やその時のことを急に思い出すなど様々な症状がおこる。また、暴力により本来持っていた力が削がれることで消極的、悲観的になり、生活に支障がでることがある。そのため、早期より専門家(医師、臨床心理士など)への相談が必要である。

専門家への相談を検討された場合

性暴力被害ワンストップ支援センターとやま・児童相談所等にご相談ください

^{*3} トラウマ(心的外傷)とは強い精神的ショックや恐怖が原因で起こる心の傷

「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
P14,15 引用

II 被害児童生徒への初期対応

(4) 被害児童生徒の保護者に、 状況の説明や対応方法の方針について連絡する

- ・ 学校内で対応する教職員を伝える。
- ・ 医療機関受診の必要性について伝える。
治療が必要な外傷があった場合
妊娠の可能性がある場合
(緊急避妊ピルが有効な **72時間以内**に受診する)
- ・ 心とからだのケアの必要性と、専門家(医師、臨床心理士など)への相談をすすめる。(保護者だけでも相談は可能)
- ・ 警察に相談(被害届)する意思はあるか確認する。
被害直後であれば、事実を証明する身体や衣服から毛髪、体液などを採取することが可能である。

警察へ被害届を出すことに躊躇している場合や、医療機関(資料採取可能な医療機関も紹介)が必要な場合は「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」にご相談ください。



(5) 被害児童生徒、保護者と定期的に話し合う



被害児童生徒

- 学校生活における配慮事項も徐々に変化する。定期的に支援体制の見直しが必要である。
- 不眠、食欲不振、集中できない、欠席が続くなどの状態であれば医療機関の受診をすすめる。
- 安全な場所の確保・維持のため、不安・心配はないかなど聴き、対応を話し合う。



保護者

保護者も傷付く(代理受傷)

児童生徒の回復には保護者の関わりが大きく影響する。
児童生徒の気持ちや家庭での状況を把握しながら対応する。

Ⅲ 中長期の支援

- 1 回復には時間がかかることが多いため、被害児童生徒や保護者と十分相談のうえ、進級・進学時に引き継ぐことが大切である。

時間の経過によりトラウマ反応が見えにくくなる。また、何かのきっかけで不登校となったり身体症状が出現したりして問題行動を起こすことがある。適切なケアがされていれば、時間の経過とともに改善することが多いが、長引くようなら専門機関につなげる。

- 2 被害児童生徒が過去の被害を打ち明けた場合、もしくは被害にあったかもしれないと思った場合、被害初期の対応と同様に対応する。

性教育の講演などを聴いた後や成長過程で、過去の経験が性暴力被害であった事を認識し、体調不良や問題行動を起こしたり、周囲に打ち明けたりすることがある。

本人が被害にあったと認識した時点で、被害初期の対応と同様に対応する。

参照 → 6~9 ページ

「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
P9 引用

IV 周囲の子どもたちへの対応

- 1 未然防止の教育・啓発および早期発見が大切である。早期発見のためにアンケート例などを利用する。

別紙 2 アンケート例 → 31 ページ

アンケートなどで被害児童生徒の存在を把握した場合、チームで早期に対応を行う。なおアンケートを利用する際は、文部科学省国立教育政策研究所「生徒指導リーフいじめアンケート Leaf.4」

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf04.pdf>などを参考にする。

- 2 児童生徒の保護者にも未然防止の教育・啓発などを行うことに対し理解と協力を求める。
- 3 被害を目撃した児童生徒には、被害の詳細を伝えず、この話は広めないよう伝える。(SNSへの注意が必要) また、精神的ケアを行う。
- 4 被害を目撃した児童生徒以外には、被害の情報は伝えない。

スクールセクハラ

スクール・セクシュアル・ハラスメント

学校の教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントのこと。

教師と生徒・児童の場合だけでなく、教師同士、生徒・児童同士の場合も含まれる。

令和4年4月1日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行された。この法律により、教育職員等による児童生徒への性暴力等を明確に禁じる規定が置かれ、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは全て法律違反とされた。

富山県では、教育職員等による児童生徒への性暴力等についての相談窓口を設置している。

<https://www.pref.toyama.jp/3001/zidouseitosoudan.html>

V 加害者別の対応

1 同校の児童生徒が加害者の場合

参照 ➡ 18~19 ページ

- 同じ教職員が被害者・加害者双方を担当しない。
- 性的問題行動は衝動的に起こるものではない。児童生徒の発達の問題、家庭内の不適切な性情報がある環境、面前DV、虐待、いじめなどの背景が要因となることがある。
- 子ども自身の特性を把握し、性に関するルールと知識を伝えたり「相手もそんなに嫌ではないだろう」などの誤った考え方が、相手や周囲に不快感や不安感を与えていることを伝えたりする。
- 加害児童生徒の保護者には専門機関や相談窓口(少年サポートセンター、児童相談所など)をすすめる。

2 保護者・親族(兄弟姉妹)等が加害者の場合

- 被害児童生徒の安全確保を第一に考える。被害児童生徒には「**あなたを守る専門機関に相談する**」ことを説明し、児童相談所に通告(相談)する。
- **学校から保護者への連絡は、児童相談所と相談し対応する。**

3 保護者以外の大人、他校の児童生徒が加害者の場合

- 初期対応に準じる。

参照 ➡ 6~9 ページ

VI 再発・未然防止の取組

- ・ 再発・未然防止のために、自分を大切にし相手も大切にするセクシュアリティ教育^{※4}とコミュニケーションスキルについて学ぶ。
- ・ 毎年、計画的に考え学べる時間を設定する。
- ・ 学校内の教職員や保護者にも情報を発信していく。

※4 セクシュアリティ教育は科学的に正確であり、实际的で客観的な情報を提供することによって、年齢に応じて、文化に関連させて性や関係性について教えることであると定義されている

国際セクシュアリティ教育ガイダンス P22 引用

[学習内容]

1 性の正しい情報と性的同意

自分の健康を守るために正しい情報を得るとともに自分だけでなく相手も大切にするため同意が必要であることを学ぶ。

また多様な生き方を学び、自分も多様な存在の一人であることを知る機会を得る。

プライベートパーツ（プライベートゾーン）

からだはすべて自分のものです。からだの中で「口・胸・性器・おしり（肛門）」はプライベートパーツと言います。

プライベートパーツは自分だけが見たり、さわったりしてもよいところです。口以外は下着をつけ、外には出さず守っています。他の人のプライベートパーツは勝手に見たり、さわったりしません。

子どもたちには、自分のからだに、いつ、誰が、どこに、どのように、さわるかを決めることができるのは自分だけであることを伝えましょう。

「あっ！そうなんだ！わたしのからだ」P48 引用

2 境界線のルール

人と人との間には安心・安全な距離がある。その境目を境界線と呼ぶ。自分の境界線も人の境界線も大切にすることを学ぶ。

- ① 物理的境界線（身体、物、場所に関するもの）
- ② 心理的境界線（気持ちに配慮すること）
- ③ 社会的境界線（マナーやルール、校則や法律など）

3 アサーティブネスコミュニケーション

相手の考えを尊重しつつ、自分の考えを率直に伝えるコミュニケーションスキルを学ぶ。

4 デート DV^{※5} 予防啓発

- ・ デート DV が起きる要因を知る。
- ・ 相手と対等な関係を構築するため、相手の考えを尊重しつつ、自分の考えを率直に伝えるコミュニケーションスキルを学ぶ。
- ・ 性暴力のない関係性を学ぶ。

※5 親密な関係の中で起こる暴力のこと

5 SNS との付き合い方

インターネットの危険から児童生徒を守るためのルール作りなどを学ぶ。

VII Q & A –こんな時どうしたらいいの–

Q1

被害児童生徒が誰にも話してほしくないと言っている（被害届を出したくない）

- 「言いづらいことを話してくれてありがとう」と話してくれた気持ちをまず労い、そのうえで「被害届を出したくない」「誰にも話してほしくない」理由について聴く。
- 相談を受けた教職員は「あなたを守るため、必要に応じて秘密にしておくことはできない場合がある。ただし、個人の特定につながる秘密は守られる」とはっきり伝える。
- 身体や心のケアのために医療機関を受診すること、再被害を防ぐため、警察などに相談することを伝える。
- 性暴力被害者支援センターでは電話や SNS で相談ができることを伝える。
- 被害後、眠れない、おなかが痛くなるといった心や身体の反応が出る場合もあることを説明する。

「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
P16 引用

Q2

被害児童生徒が他の児童生徒に話したら被害内容が広まってしまった

- 被害内容が広まったことは二次被害と認識し、被害児童生徒に対応する。
- 被害について広めた児童生徒が確認できたら、早期に状況に応じて（クラス単位、学年単位など）被害について広めることは更なる傷付ける行為（二次加害）になることを伝える。
- 被害者、加害者、傍観者にならないように計画的に学校全体で「生命（いのち）の安全教育」「デート DV 予防啓発」などを行う。

Q3 インターネット上の被害を相談されたら

- 性的な誹謗中傷や興味本位の書き込みは、削除する前に警察に相談して内容を確認してもらうことが大事である。
- 相談を受けてすぐに教職員が対応することで子どもの不安や孤立感の軽減につながる。子どもの気持ちを尊重しつつ、保護者にリスクと対応について情報を提供し、早期に対応することが重要である。
- どの範囲まで画像が広がっているのか把握するための情報を収集する担当教職員を決め、情報をキャッチした時は、画像を所持している児童生徒も犯罪行為に該当する場合もあるので、すぐに警察に相談し、画像を興味本位で拡散させないように指導する。裸や性的行為の写真や動画は、誰が撮ったものでも所持しているだけで犯罪行為（児童ポルノ防止法等）になる。「自撮り」については、子どもも保護者も危機感が低い場合が多いので、より注意喚起が必要である。
- まず書き込みや画像等を教職員が確認した場合、むやみに削除しないで早期に警察に相談する。

「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
P18 引用

Q4 加害児童生徒が同意の上だったと言った場合

- 事実の確認をする。その場合、感情的になったり、誘導尋問になったりしないよう注意が必要である。
- 加害児童生徒へ、相手が同意と判断した状況を聴くことが大切である。
- 性的同意について、加害児童生徒と一緒に、デート DV チェックリストなどを使用し、性的同意について一緒に考えるようにする。

参考サイト：内閣府男女共同参画局「これって当たり前？」
YouTube「Consent - it's simple as tea（日本語版）」

「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
P16 引用

Q5 加害児童生徒が性的行為自体を認めない場合

- 「加害者」と決めつけるのではなく、まず何があったかをオープンクエスチョンで聴き、やっていないという思いを受けとめる。「詳しく教えて」「…やってない、君はそう思うんだ」など、淡々と事実を聴く。
- 事実の確認後、加害児童生徒が話しやすい教職員が信頼関係を壊さないようにしながら、段階的に（被害）相手との関係をていねいに聴いていく。加害児童生徒の性知識のレベル、価値観などを確認する。これまでに性暴力被害を受けたことがないか、性情報をどのように入手しているのかなど加害の要因を明らかにする。（再発予防の上では重要である。）
- 保護者からの叱責をおそれている場合はDV・虐待など深刻な環境の可能性がある。また保護者に養育能力がない場合もある。強姦性交や強制わいせつといった法律に抵触する事実関係をめぐって被害児童生徒側と対立する場合には、早めに警察や弁護士といった第三者機関を活用し、学校内の担当者を決めて進捗状況などについても緊密な調整が重要である。
- 被害が確実でない場合でも、被害児童生徒にとって加害児童生徒は脅威である。被害児童生徒が安心できる環境となるために校内や登下校時に会わないような配慮をすべきである。

「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
P17 引用

VIII 相談できる専門機関



性暴力被害 ワンストップ支援センターとやま

富山県内全域対応

被害児童生徒、その保護者、教職員等

電話相談 **24時間365日** ※通話料無料

携帯電話、NTTアナログの固定電話からは はやくワンストップ **#8891**

NTT ひかり電話からは **0120-8891-77**

上記電話が繋がらない場合は **076-471-7879**

通話料がかかります

SNS 相談

10時～16時

火～土曜日（祝日・年末年始を除く）

面接相談

- ・ 支援員が対応（学校での相談可）
- ・ 今後の支援についての相談

同行相談

- ・ 警察への相談や医療機関受診時等の同行

その他の
支援内容

- ・ 被害直後からの対応の仕方
- ・ 連携機関の紹介
- ・ 医療費等公費負担制度 など

性暴力被害ワンストップ支援センターとやま

ひとりで悩まないで相談ください。

 **SNS (LINE) 相談**
火～土10:00～16:00
祝日・年末年始除く

はやくワンストップ
電話相談 #8891 076-471-7879
24時間・365日対応



ホームページ QR コード



SNS 相談 QR コード

警察

警察が学校や保護者から性暴力の相談を受けた場合、まずは教職員等から事案の概要を把握し、事件化等対応内容を検討する。そのうえで、被害児童生徒の安全確保に向けた支援や、加害者に対する措置等を行う。

被害児童生徒

- ・ 事情聴取などを行う場合は、精神的負担の軽減に努めている。
(聴取の場所・時間、希望する警察官の性別など)
- ・ 事件（強姦性交や強制わいせつ）として取り扱う場合、被害児童生徒や保護者等の希望により、カウンセリングの依頼やその費用の一部を公費負担する制度がある。

加害児童生徒

- ・ 真相を明らかにして、適切な保護処分を受けさせるべく、捜（調）査手続きを行う。
- ・ 再非行防止に向けた取組として、処分を受けた後も少年サポートセンター^{※6}の少年警察補導員が、面接や電話連絡、家庭訪問などによる継続的な助言、指導を行っている。

^{※6} 近年は特に事情聴取時の支援、被害者支援などにも関わっている

事件として取り扱わない場合でも教職員等と連携し、学校内の安全確保や、事案の再発防止に向けた指導助言や相談・支援は可能。

富山県警察相談窓口

- **富山県警察少年サポートセンター（東部分室）**
☎076-432-7867 月～金曜日 8時30分～17時15分
祝日・年末年始を除く
- **富山県警察少年サポートセンター（西部分室）**
☎0766-21-7867 月～金曜日 8時30分～17時15分
祝日・年末年始を除く
- **富山県警察ヤングテレホンコーナー**
☎0120-873-415 月～金曜日 8時30分～17時15分
祝日・年末年始を除く

インターネット被害に特化した相談窓口

- **（一社）セーファーインターネット協会**
ホームページ <https://www.saferinternet.or.jp/>
「ネットの誹謗中傷」「リベンジポルノ」被害の相談を受けている団体
受付はインターネット上のフォームのみ
- **特定非営利活動法人 ぱっぷす：PAPS**
～性的搾取に終止符を打つためのプロジェクト～
☎相談専用電話 050-3177-5432 ※公式ホームページから
✉メール相談 paps@paps-jp.org 相談窓口につながります
「リベンジポルノ／盗撮被害／性的画像・動画を送ってしまった／性的画像・動画を削除したい」などの相談を受けている団体

デジタル性暴力被害者支援センター（ぱっぷす運営）

デジタル性暴力の被害に遭われた方のために、拡散した性的画像記録の削除要請の方法をHP上で公開している。

児童相談所

児童虐待防止法には、保護者からの「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」は、性的虐待と規定されている。

性的虐待は、速やかに事実確認、児童の安全確保をすることが必要で主たる対応は児童相談所が行うことになる。

児童生徒・保護者

性的虐待を受けた子どもに対するケアとしてもっとも重要なのは、子どもが安心できる環境を整えることであり、そのためには加害者と子どもを分離し、さらに加害者ではない保護者が子どもを守れるようにその後の生活を組み立てることである。

その上で、子どもに適切な心理的ケアや精神的治療が必要となる。

また、その際には家族や施設における性規範やプライバシーに関する環境も整える必要がある。

厚生労働省ホームページ

「子ども虐待対応の手引き」第13章 特別な視点が必要な事例への対応より抜粋

● 児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189 いちはやく 24時間365日 ※お近くの児童相談所につながります

● 富山県富山児童相談所

☎076-423-4000

月～金曜日 8時30分～17時15分

祝日・年末年始を除く

● 富山県高岡児童相談所

☎0766-21-2124

月～金曜日 8時30分～17時15分

祝日・年末年始を除く

弁護士

学校内で児童生徒同士が当事者となる事件が発生した場合、当事者はもちろん、学校もその対応に迷うと思われる。スムーズにより良い解決へと導くため、被害児童生徒にも、加害児童生徒にも、そして学校側にも、法的なサポートが必要である。

被害児童生徒

被害児童生徒は加害行為や二次被害を受ける可能性がある。「被害者の権利」を守るためには早期に弁護士のサポートを求め、さらなる侵害を防止すべきである。

保護者

被害者・加害者双方の話し合いが困難な場合に、代理人として弁護士が間に入り、休校や転校の問題などお互いの権利を守りながらより良い解決に導くことができる。

加害児童生徒

警察へ通報した場合、捜査の流れについて事前に説明を受けておくことは、加害児童生徒が自分の権利を守るために必要なことである。

医療機関

傷付いた子どもの心とからだのケアをすることは、子どもたちが日常を取り戻すために必要である。

身体的ケア

- ・ 診察はプライバシーに配慮しながら、診察の進め方を必ず説明し、診察を受けるか受けないか自身で決めることが出来るように援助する。
- ・ 治療が必要な外傷があった場合、妊娠の可能性があり緊急避妊ピル（モーニングアフターピル）が有効な **72時間以内**の場合などは早急に医療機関の受診が必要である。

精神的ケア

- ・ 精神科の受診は大きなストレスとなるため被害内容は更なるストレスを与えないために本人の同意のもと教職員・保護者等から、あらかじめ情報を提供してもらうことが望ましい。
- ・ 被害後起きている恐怖、不安、フラッシュバック、回避、集中困難、抑うつ、睡眠障害などは、心的外傷が引き起こしたものであり日常生活での対処法や症状によっては薬物療法を考慮する。

児童生徒を誰一人取り残さないために 多様な性という視点を

SOGIとLGBT

SOGI やLGBT という言葉をご存じでしょうか。SOGI は人の属性を表します。

Sexual Orientation (性的指向：好きになる性) & Gender Identity (性自認：自身の性別をどう認識するか) の略で、ヘテロセクシュアル (異性愛者)、シスジェンダー (性別の違和が無い人) も含むすべての人がもっています。

LGBT は人を表します。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーを示し、性的マイノリティの総称として使われることもあります。ほかの性のあり方をも明示的に含むLGBTs、LGBTQ+という言葉が使われることも増えています。

どの性のあり方も尊重されるべきもので、その否定は、その人自身の否定に繋がりがねません。富山県でも、同性カップルも含め利用できるパートナーシップ制度の導入が検討され、県立高校の願書から性別欄が削除されるなど、多様な性を尊重する取り組みが進んでいます。

学校での性暴力被害対応の留意点

学校での対応を考える場合、どのような留意点があるでしょうか。

まず、打ち明けにくさがあります。メディアやネット、周囲の人の話の中で性的マイノリティへのからかいがあると、自尊感情をもてず、状況を変えるために相談しようという意識をもちにくくなります。また、思い込みにも注意すべきです。「性暴力が『異性』間のみに起こる」「被害者は女性」「法律上の性別と性自認は一致している」と思い

込んでいると、同性間の暴力や被害者が男性である場合やトランスジェンダー女性 (法律上の性別が男性で性自認は女性) への暴力が起こっている場合に教職員も、時には本人も、被害に気付きにくくなります。それから、普段から理解があることを示すことも重要です。適切に理解し、実際に相談した場合に適切な対応がされるとしても、それがわからないと相談しようと思えません。

学校で出来る取組

個人としては、次のようなことは取り組みやすいと思います。

- ・正しい知識を得て自分の中の差別意識や偏見と向き合う
- ・肯定的な話を普段の授業に盛り込んだり、関連書籍を教室や図書室に置いたりする
- ・カミングアウト (性的マイノリティであることを打ち明けること) を受けた場合、アウティング (同意なしにセクシュアリティを暴露すること) をしない

周囲の人に知られたら生きていけないと考える当事者もあり、アウティングは自死にも繋がりを有る行為です。教職員や保護者に対しても、同意無しにセクシュアリティを伝えてはいけません。伝える場合は本人に理由を説明し、同意を得てください。

組織的な取組を

組織として研修を実施したり、対応を検討したりすることは欠かせません。学校全体で児童生徒を誰一人取り残さないために、多様な性という視点をもって性暴力への対応を考えることが必要です。

ダイバーシティラウンジ富山 中川理

教職員の精神的ケアについて

支援する人の傷付きとその対応

教職員の皆さんは、支援を必要としている児童生徒との信頼関係を築くプロセスで、その人たちの体験や感情などに「共感」する努力を行っています。この作業を通して、皆さんも「苦しさ」や「傷付き」の影響を多かれ少なかれ、引き受けることになります。

自分自身の体験以外の二次的な影響は「二次的外傷性ストレス (Secondary Trauma Syndrome = STS)」と呼ばれ、これを提唱した Figley は「トラウマとなる出来事を体験したと知ることにより自然に必然的に起こる行動や感情」と定義し、「トラウマを受けた人あるいは苦しんでいる人を支える、支えようとすることにより生じるストレスなどで、支援者も STS で傷付きやすい」と述べています。

二次的外傷性ストレスの特徴

- ・心的外傷後ストレス障害(PTSD) とほぼ同様の症状が現れる
- ・(バーンアウトが徐々に起こるのに対して) 何の前触れもなく、突然起こる
- ・無力感や困惑、孤立無援感がある
- ・回復のペースは速い

被害児童生徒の体験を共感的に聴けば聴くほど、支援者側の安全な世界観も脅かされ、数日はその内容やイメージした被害場面が頭にこびりついて離れないということもあるでしょう。被害のあまりの過酷さやつらさに圧倒されたり、自分の無力感、罪悪感も引き起こされたりし、被害者の支援から

全く手を引いてしまうこともあるかもしれません。

人の性格や能力などの問題ではなく、「苦しさ」や「傷付き」を抱えている人を支援する全ての人たちが「二次的外傷性ストレス」を受ける可能性をもっています。そのため、日頃から自分の状態をチェックし、予防的にケアすることが必要です。また、職場の人間関係が円滑であることがメンタルヘルスの維持に大切となります。

二次的外傷性ストレスが生じている場合の対策や予防策

- ・一人で抱え込まない(上司や同僚と話し合う)
- ・事例検討(職場内外)の機会をもつ
- ・スーパーヴィジョンを受ける
- ・事例を相談できる専門家の仲間をもつ
- ・自分なりのリラクゼーションの方法を見つける
- ・仕事内容のバランスを点検する
- ・支援者自身が外傷的な体験を経験した、あるいは経験している場合は、現在の安全が確保され、その体験が過去のものとして整理されている

支援者が被害児童生徒に対して継続的に安定したケアを提供するために、支援者の心身に起こり得る状態を知っておくのはとても大事なことです。

(一社)ウィメンズカウンセリング富山
亀田紀子

関係機関の連絡先

機関名	連絡先
富山県教育委員会	東部教育事務所 ☎076-441-3882 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
	西部教育事務所 ☎0766-26-7830 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
	生涯学習・文化財室「子どもほっとライン」 ☎076-443-0001 月～金曜日 17時～21時 ※児童生徒対象 祝日・年末年始を除く
	子育てほっとライン ☎076-433-4150 月～金曜日 10時～21時 祝日・年末年始を除く メール相談は 「子育てネッ!とやま」 ホームページから
	家庭教育カウンセリング（要予約） ☎076-433-4150 月曜日 9時～13時 祝日・年末年始を除く ※専門的な対応が必要とされる 子育てに関する悩み相談
富山県総合教育センター	子どもと教職員のセクハラ相談 ☎076-444-6133 ✉sh@tym.ed.jp メールは受付のみ 月・金曜日 13時～17時 / 火・水・木曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く
	学校生活（いじめ、不登校、進路）等に関する相談 ☎076-444-6167 月・金曜日 13時～17時 / 火・水・木曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く
	子どものいじめ相談 ※24時間受付 ☎076-444-6320 ✉future@tym.ed.jp メールは受付のみ ☎0120-0-78310
	子どもの発達・就学に関する相談 ☎076-444-6351 月・金曜日 13時～17時 / 火・水・木曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く
児童相談所	児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 いちはやく 24時間365日 ※お近くの児童相談所につながります
	富山県富山児童相談所 ☎076-423-4000 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
	富山県高岡児童相談所 ☎0766-21-2124 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
富山法務少年支援センター	☎0570-085-085 (076-428-2266) 月～金曜日 9時～16時30分 祝日・年末年始を除く
富山地方法務局	女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 月～金曜日 8時30分～17時15分 インターネット人権相談受付窓口QRコード 

機関名	連絡先
富山県警察 少年サポートセンター	東部分室 ☎076-432-7867 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
	西部分室 ☎0766-21-7867 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
富山県警察 ヤングテレホンコーナー	☎0120-873-415 月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
富山県警察 性犯罪被害 110 番	☎#8103 ハートさん ☎0120-72-8730 ☎076-441-2387 24時間365日
性暴力被害ワンストップ 支援センターとやま	☎電話相談 24時間365日 通話料無料 携帯電話、NTTアナログの固定電話からは ☎#8891 はやくワンストップ NTT ひかり電話からは ☎0120-8891-77 上記電話が繋がらない場合は ☎076-471-7879 通話料がかかります ☒SNS相談 火～土曜日 10時～16時 祝日・年末年始を除く
とやま 被害者支援センター	☎076-413-7830 月～金曜日 10時～16時 祝日・年末年始を除く
とやまチャイルドライン 愛ランド	☎0120-99-7777 月～土曜日 16時～21時 祝日・年末年始を除く ※18歳までの子ども専用電話

こころ／からだのケア

機関名	連絡先
富山県心の健康センター	☎076-428-0606 月～金曜日 9時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く
富山県女性健康相談センター 妊娠・出産悩みほっとライン	☎076-482-3088 ☒SNS相談 火・木・土曜日 9時～13時 水・金曜日 14時～18時 祝日・年末年始を除く



SNS相談
QRコード

法的支援

機関名	連絡先
富山県弁護士会 犯罪被害者相談	☎076-421-4811 月～金曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く
日本司法支援センター (法テラス)	☎0570-078351 (050-3383-5480) 月～金曜日 9時～17時 祝日・年末年始を除く

ケースシート						No	
記録日	年	月	日	相談時間	～	記録者	
被害児童生徒	ふりがな 氏名			生年月日	年	月	日(歳)
	住所						
保護者	ふりがな 氏名			続柄		年齢	歳
	連絡先			勤務先			
情報提供者	ふりがな 氏名		(<input type="checkbox"/> 匿名)	生年月日	年	月	日(歳)
	住所						
	連絡先						
被害内容	<input type="checkbox"/> レイプ <input type="checkbox"/> わいせつ行為(痴漢) <input type="checkbox"/> 性虐待 <input type="checkbox"/> スクールセクハラ <input type="checkbox"/> デートDV <input type="checkbox"/> その他()						
被害日時	<small>※性交の可能性がある場合は直近の被害日時を確認する ※年齢が低い子どもなど時の概念が分からない場合は聴かない</small> <input type="checkbox"/> 年 月 日 時頃 <input type="checkbox"/> 年 月頃 <input type="checkbox"/> 不明						
被害場所							
相手との関係	<input type="checkbox"/> 知っている人() <input type="checkbox"/> 知らない人						
けが	<input type="checkbox"/> 出血(部位:) <input type="checkbox"/> 痛み(部位:)						
被害内容 <small>※聴取内容は本人の語った言葉で記載/誰が身体のどの部分に何をしたか等誘導的に聴かない</small>							
引継ぎ事項・コメント・本人が希望すること など 例) ○月○日○時 児童相談所に相談する							

児童・生徒のみなさんへ

- このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問いに答えてください。
- 年 組 名前 _____ (※名前は、書きたくないければ、書かなくてもかまいません。)

問1 あなたは、今年の○月○日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む）問2の①～⑨に当たるようなことをされていやな思いをした事がありますか？
当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①ある ～「ある」と答えた人は問2・3・4・5・6・7に答えて下さい。
- ②ない ～「ない」と答えた人は問6・7に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ① 冷やかしゃからかい、悪口やおどし文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
けいたいでんわ ひぼうちゆうしょう
- ⑨ その他※上のこと以外にもあれば書いてください。

(_____)

問3 それは、いつ頃ですか？当てはまる番号を○で囲んでください。

- ① 問1であるを選んだ人は月を記入してください (_____) 月頃
- ② 覚えていない

問4 今はどうなっていますか？当てはまる番号を○で囲んでください。

- ① 今はない
- ② 今もときどきある
- ③ 今もよくある

問5 今でもいやな思いをしていますか？当てはまる番号を○で囲んでください。

- ① 今はいやな思いはない
- ② 今も時々いやな思いになる
- ③ 今もいやな思いをしている

問6 いじめられている人を見たことがありますか？当てはまる番号を○で囲んでください。

- ① ある → 「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

(_____)

- ② ない

問7 いじめをなくすためにはどうすればよいと思いますか？

(_____)

引用文献・サイト

- ◆ 「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)による「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築」の成果物 P9,14 ~ 18
- ◆ 藤森和美・野坂祐子 編「子どもへの性暴力―その理解と支援―」誠信書房,2013年,P6
- ◆ 厚生労働省ホームページ「子ども虐待対応の手引き」
第13章 特別な視点が必要な事例への対応 <https://www.mhlw.go.jp>
- ◆ 文部科学省ホームページ「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」
第3章 第1節 4. 通告等のポイント (1) 通告の迷い
- ◆ 中野久恵・星恵 編 「あっ! そうなんだ! わたしのからだ」エイデル研究所, 2021年, P48
- ◆ UNESCO 編 「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」明石書店, 2018年, P22
- ◆ 文部科学省ホームページ いじめ対策に係る事例集(平成30年9月) P77,78

参考文献・サイト

- ◆ 「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)による「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築」の成果物
- ◆ 富山県教育委員会 改訂版「いじめ対応ハンドブック」令和3年
- ◆ 富山県教育委員会 教育職員等による児童生徒への性暴力等についての相談窓口
<https://www.pref.toyama.jp/3001/zidouseitosoudan.html>
- ◆ 厚生労働省ホームページ「子ども虐待対応の手引き」 <https://www.mhlw.go.jp>
- ◆ 文部科学省ホームページ「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」
児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm
- ◆ 文部科学省ホームページ「生徒指導リーフ いじめアンケート Leaf.4」
<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf04.pdf>
- ◆ 内閣府男女共同参画局「デートDVって？」 <https://www.gender.go.jp>
- ◆ 文部科学省ホームページ「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2019/07/16/1416474_003.pdf
- ◆ 函館性暴力防止対策協議会 YouTube 「Consent - it's simple as tea (日本語版)」
- ◆ マーティン・A. フィンケル、アンジェロ・P・ジャルディーノ 編
「子どもの性虐待に関する医学的評価プラクティカルガイド」診断と治療社
- ◆ 種部恭子 編「性暴力救援マニュアル～医療にできること～」親興医学出版社
- ◆ 子どもの性の健康研究会 <http://csh-lab.com>
- ◆ 小西聖子 著「犯罪被害者のメンタルヘルス」誠信書房

執筆協力機関

(50音順)

- ◆ (一社) ウィメンズカウンセリング富山
- ◆ (公社) 富山県医師会
- ◆ 性暴力被害ワンストップ支援センターとやま
- ◆ ダイバーシティラウンジ富山
- ◆ 富山県教育委員会小中学校課
- ◆ 富山県教育委員会保健体育課
- ◆ 富山県警察本部警務部警察相談課
- ◆ 富山県警察本部生活安全部少年女性安全課
- ◆ 富山県厚生部医務課
- ◆ 富山県厚生部健康対策室健康課
- ◆ 富山県厚生部厚生企画課
- ◆ 富山県公認心理師協会
- ◆ 富山県小学校長会
- ◆ 富山県生活環境文化部県民生活課くらし安全班
- ◆ 富山県総合教育センター
- ◆ 富山県高岡児童相談所
- ◆ 富山県中学校長会
- ◆ 富山県富山児童相談所
- ◆ 富山県弁護士会
- ◆ 富山県養護教諭会
- ◆ とやまチャイルドライン愛ランド

教職員向け 性暴力被害対応マニュアル

発行 | 令和4年12月

発行者 | 富山県犯罪被害者等支援協議会

「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」作成実務者会議

『教職員向け 性暴力被害対応マニュアル』の内容は、県ホームページでも閲覧できます。
県ホームページアドレス <https://www.pref.toyama.jp/>

